狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例(昭和55年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「保育所」の次に「(指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次条ただし書において同じ。)に管理を行わせる保育所を除く。)」を加える。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者に保育所の管理を行わせる場合は、当該指定管理者が必要と 認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

- 第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に保育所の管理を行わせることができる。
- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
- (1) 保育所における保育に関する業務
- (2) 保育所の施設、遊具その他設備の維持管理に関する業務
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、保育所の管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条ただし書の 規定の適用については、同条ただし書中「市長が特別の事情があると認めるとき は」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得 て」とする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年2月22日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立祇園保育所の効果的な運営を図るため、狭山市立保育所の管理について指 定管理者制度を導入したいので、この案を提出するものである。